

池田市自殺対策計画（案）に対するご意見と

それに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

今年度は平成30年度に策定した「池田市自殺対策計画」の最終年度にあたり、これまでの自殺対策の取組を承継しつつ、更に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現をめざすため、「第2次池田市自殺対策計画」を策定することとし、案を取りまとめましたので、市民の皆さまからのご意見を募集しました。

提出期間

令和6年3月1日（金）～令和6年3月22日（金）（郵送の場合は必着）

提示資料

計画（案）

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数0名
提出件数0件

パブリックコメントに対する本市の考え方

市民等の皆様のご意見を募集しましたが、パブリックコメントとしてのご意見はありませんでした。

3. 問合せ

福祉部障がい福祉課（TEL 072-754-6255）